

相談会実施中

¥



確定申告



税理士法人関内会計

関内会計におまかせください！

プロの申告であなたの節税をフルサポート！！
正確な申告で、申告後の不安もありません！

今年こそ焦らない！
申告と納税は、
期限内に。



所得税・贈与税

令和7年3月17日(月)まで

個人消費税

令和7年3月31日(月)まで

お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

☎ 045-680-4301

[受付時間] 午前9:00 - 午後17:00 (土日祝除く)

<https://www.kannaikaikei.jp/>



関内会計
Kannai Accountant



税理士法人関内会計

〒231-0013 神奈川県横浜市住吉町1-14 第一総業ビル3F
TEL 045-680-4301 / <https://www.kannaikaikei.jp/>

プロの申告であなたの節税をフルサポート！ 正確な申告で、申告後の不安もありません！！

個人事業主の方

自営業の方はきちんと帳簿作成をすると65万円控除を受けることが出来て、所得税をおさえることができます。また、令和4年の売上が1,000万円を超える方は消費税の計算・納税も必要です。

【必要書類】

- ・売上請求書・領収書等
- ・仕入請求書・領収書等
- ・経費請求書・領収書等
- ・給与明細書、在庫表
- ・各種控除証明書
- ・その他参考書類等

料金の目安：50,000円～

不動産収入がある方

不動産収入等がある方は、簡易的な帳簿作成をすると、最低でも10万円の控除を受けることができます。一定条件を満たし、きちんと帳簿作成をすると、65万円控除を受けることができ、所得税をおさえられます。

【必要書類】

- ・賃貸借契約書
- ・経費等（固定資産税、修繕費、借入金利等）
- ・その他参考書類等

料金の目安：30,000円～

譲渡所得のある方

土地、建物等を譲渡した場合、確定申告が必要となります（一定の場合を除く）。居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除等、各種特例がありますので、ぜひご相談下さい。

【必要書類】

- ・売却時の売買契約書
- ・購入時の売買契約書
- ・その他参考書類等
（特例を利用する場合は準備書類が多くなります）

料金の目安：50,000円～

その他

- ・住宅ローン控除
- ・生命保険の満期
- ・副業の収入があった方
- ・贈与を受けた方

その他、確定申告に不安がある方どんな悩みも解消します！お気軽にご相談ください。

雑所得・一時所得 30,000円～
贈与税 30,000円～

税理士法人関内会計



✉ info@kannaikaikei.jp
URL: <http://www.kannaikaikei.jp/>
FAX: 045-680-4318

相談無料

☎ 045-680-4301

受付時間：9：00～17：00（土日祝除く）

